

## 介護予防・日常生活支援総合事業 (重要事項説明書)

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

事業者(法人)の名称	社会福祉法人松寿会
主たる事業所の所在地	〒010-1654 秋田市浜田字陳ヶ原15番地5
代表者(職・氏名)	理事長 佐々木 勘右エ門
設 立 年 月 日	昭和42年2月8日
電 話 番 号	018-828-7856 (松涛園)

### 1. 法人の概要

### 2. ご利用事業所の概要

事業所の名称	松寿会老人デイサービスセンター		
サービスの種類	第一号通所事業		
事業所の所在地	〒010-1654 秋田市浜田字陳ヶ原35番地13		
電 話 番 号	018-828-6678		
指定を受けている事業	事業の種類	指定年月日	事業所番号
	通所介護	平成12年4月1日	0570102939号
	第一号通所事業	平成27年4月1日	0570102939号
管理者の職・氏名	センター長 鈴木 正行		
実施単位・利用定員	1単位 定員25名		
通常の事業実施地域	秋田市全域		

### 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図り、第一号通所事業を提供することを目的とします。
運営方針	事業者は、利用者の心身の状況や家族環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

### 4. 提供するサービスの内容

第一号通所事業は、事業者が設置する事業所(松寿会老人デイサービスセンター)に通っていたき、入浴、排せつ、食事等の介助、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時（日曜日、祝日及び特別休業日であってもケアプランに基づいてサービスの提供を求められた場合には、この限りではありません。）

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日（振替休日含む）及び年末年始（12月31日から1月3日）の特別休業日を除きます。
サービス提供時間	午前8時30分から午後4時30分まで

6. 事業所の職員体制

職 種	勤 務 の 形 態 ・ 人 数
センター長	常勤 1名（生活相談員兼務）
生活相談員	常勤 3名（介護職員兼務）
介護職員	常勤 4名
看護職員	常勤 1名（機能訓練指導員兼務）
機能訓練指導員	常勤 1名（看護職員兼務）
調理員	常勤 2名（パート職員1名）、非常勤 1名

7. サービス提供の責任者

サービスの利用にあたって、ご不明な点やご要望などがありましたら何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 渡部 孝子
---------	-------------

8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は次のとおりです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は一定以上の所得者については2割、3割の額です。ただし、第一号事業支給費の限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第一号通所事業の利用料

基本料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額又は秋田市長が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本料金も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

〔基本部分〕

区 分	基本料金	利 用 者 負 担 額		
		1 割	2 割	3 割
事業対象者 要支援1・要支援2	1月につき17,980円 ※週1回程度	1,798円	3,596円	5,394円
	1回につき4,360円 ※1月の中で4回まで	436円	872円	1,308円
事業対象者・要支援2	1月につき36,210円 ※週2回程度	3,621円	7,242円	10,863円
	1回につき4,470円 ※1月の中で8回まで	447円	894円	1,341円

〔加算〕 以下の条件を満たす場合に前記の基本部分に料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件等		加算額			
			基本利用料	利用者負担		
				1割	2割	3割
※ サービス提供体制強化加算(I)	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	要支援 1・事業対象者	880円	88円	176円	264円
		要支援 2	1,760円	176円	352円	528円
※ 介護職員等処遇改善加算 I	所定単位数×9.2%		—	1割	2割	3割

※介護職員処遇改善加算：区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

### (2) その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回あたり650円の食費（おやつ代を含む）をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、その都度、実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において、通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

### (3) 支払方法

利用料金（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、サービスを利用した翌月の末日までに次のいずれかの方法によりお支払いください。ただし、その日が休日、日曜日及び土曜日の場合には、その日に最も近い休日、日曜日及び土曜日でない日とします。

なお、銀行振り込み時等の手数料は、ご利用者の負担になります。

<input type="checkbox"/> 銀行振り込み	秋田銀行 新屋支店 店番：117 預金種目：普通預金 口座番号：228168 受取人：松寿会 特別養護老人ホーム松涛園
<input type="checkbox"/> 現金払い	事業所の窓口での現金払い

### 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	診療科
	主治医氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急時連絡先 (家族等)	氏名(続き柄)	( )
	電話番号	

### 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかな利用者への対応と、利用者の家族、担当の地域包括支援センター、秋田市等へ連絡するとともに必要な措置を講じます。

### 11. 苦情相談の窓口

#### ① 事業所のご相談・苦情受け付け窓口

電話番号	018-828-6678
ファックス	018-828-7284
生活相談員	渡部 孝子
対応時間	午前8時30分～午後5時15分 *緊急時は24時間対応

② 公的機関でも苦情等を受け付けます。(土曜日、日曜日、祝日等を除く)

秋田市長寿福祉課	所在地：秋田市山王一丁目1-1 電話番号：018-888-5668 ファックス：018-888-5667 対応時間：午前8時30分～午後5時15分
秋田市介護保険課	所在地：秋田市山王一丁目1-1 電話番号：018-888-5674 ファックス：018-888-5673 対応時間：午前8時30分～午後5時15分
秋田県国民健康保険団体連合会(国保連)	所在地：秋田市山王四丁目2-3 秋田県市町村会館 内 電話番号：018-883-1550 ファックス：018-883-1551 対応時間：午前9時～午後5時
秋田県福祉サービス相談支援センター	所在地：秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館 内 電話番号：018-864-2726 ファックス：018-864-2742 対応時間：午前9時～午後5時

### 12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が、同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、出来る限り早めに担当の地域包括支援センターまたは、当事業所へご連絡ください。

### 13. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。